

授業科目名	担保物権法	※選 択	開講年次	2	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	民法の基礎を学ぶ（その4）	担当者	勝田 信篤			
講義概要	<p>【概要】担保物権法を解説する。担保物権とは債務の履行を確実にするために設定する（される）物権のことをいい、具体的には、①抵当権②質権③留置権④先取特権の4つの物権のことをいう。本講義では、4つの中で最も使われている抵当権を中心に学習を進めていく。まず【総論】で各担保物権のイメージをつかみ、その後【各論】で詳細な解説をしていく。講義は板書および口頭での解説による。基本的なことは必ず板書するので、まずこれを理解することを第一に考えてほしい。なお、授業中の私語、携帯電話等の使用を禁ずる。</p> <p>【到達目標】学習した内容を現実の事案にあてはめて、適当な解決方法を導けるようになる。</p>					
履修条件	物権法を履修済みであることが望ましい。					
教科書・参考書	<p>【教科書】我妻栄『民法 I 総則・物権法』勁草書房、2200 円。 六法:どの出版社のものでもよい。ただし、平成 23 年版。授業の際には、必ず持参すること。</p> <p>【参考書】鎌野邦樹他『確認民法用語 300』成文堂、600 円。</p>					
授業回数	内容					
1	【総論】担保物権概観（抵当権と質権）					
2	担保物権概観（留置権と先取特権）					
3	【各論】抵当権の性質					
4	抵当権の性質、根抵当権					
5	根抵当権					
6	抵当権の及ぶ範囲①付合物②従物③分離物					
7	抵当権の及ぶ範囲④従たる権利					
8	法定地上権					
9	抵当権と賃借人、物上代位					
10	質権					
11	質権					
12	留置権、先取特権					
13	先取特権					
14	譲渡担保、所有権留保					
15	まとめ					
評価方法	期末試験を特に重視するが、出席、授業への参加度等も加えて、総合的に評価する。					
評価基準	A：授業内容を理解しており、応用力もある、B：授業内容を理解している、C：最低限の基礎力を備えている、D：基礎力が不足している、E：基礎力が著しく不足している。					
その他	<p>【自宅での学習例】ノートを見ながら、その日の授業内容を再現してみる。疑問点が生じたら、まず教科書、参考書等で調べ、それでもわからなければ、次回の授業時に質問する。</p> <p>※Eカリキュラム（経営法）コースの学生は選択必修科目</p>					